

諸外国の画像デザイン保護の現状

(1) 米国

① 意匠制度の概要

米国の意匠制度は米国特許法(35U. S. C.)の一部として規定されている。意匠についての特許は「意匠特許」(Design Patent)と呼ばれ、発明についての特許である「実用特許」(Utility Patent)と区別されている。実用特許に関する規定は原則として意匠特許にも適用され(特許法第 171 条)、例えば意匠特許についても新規性や非自明性等の審査がなされる。ただし、意匠特許独自の規定もあり、例えば保護期間は登録から 14 年である。

② 意匠の定義と保護可能な画像デザインの範囲

意匠特許の保護対象は「製造物品のための装飾的デザイン」とされており(特許法 171 条)、物品自体ではなく、物品に応用または具現化されたデザインが保護の対象となる。

これを画像デザインについてみると、物品から離れた画像デザイン単体では保護の対象とはならないが、画像デザインが物品に表示された状態であれば保護の対象となりうる(MPEP1504. 01)。

③ 権利範囲

表示画面に表示される画像デザインについては「物品に具現化されたもの」として登録を受けることができる。このような権利は画像デザインを表示することができる多様な物品や無体物であるソフトウェア等に及ぶことが考えられ、画像デザイン自体を保護対象とした場合と同様の広い権利範囲を有している可能性がある。

④ 機能・操作要件

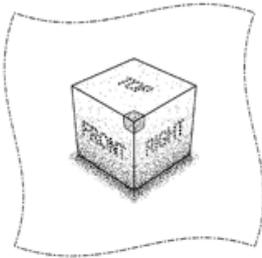
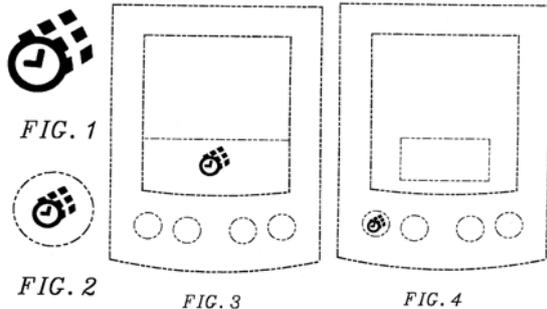
画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていない。このため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象となり得る。

⑤ 一出願に含めることができる意匠・物品の数

1つの意匠特許出願には、1つの Claim しか含めることができない(MPEP1502. 01)。しかし、1つの Claim により単一のデザインコンセプトに基づく複数の実施態様について保護を受けることができる(MPEP 1504. 05)。また、最近の実務では、Title 及び Claim に複数の物品名を記載することが認められている。

このため、“画像デザインのみを表す図”と“その画像デザインが機器に表示された状態を表す図”を一出願に含めた登録例や、“アイコンのみを表す図”、“アイコンが機器に表示された状態を表す図”、“及び“アイコンの絵柄が機器本体の表面に印刷された状態を表す図”を一出願に含めた登録例が存在する。

【図 1 : 米国意匠特許の登録例】

	
<p>D599, 372 CLAIM The ornamental design for a graphical user interface for a display screen of a communications terminal, as shown and described.</p>	<p>D626, 142 CLAIM The ornamental design for a user interface for a computer display, as shown and described.</p>
 <p>(Fig. 1-10 まであり)</p>	 <p>※Title 及び Claim に複数の物品名が記載された登録例</p>
<p>D623, 657 CLAIM The ornamental design for a transitional user interface for a portion of a display screen, as shown and described.</p>	<p>D473, 237 CLAIM The ornamental design of an surface ornamentation for a handheld computer or computer-generated icon for a handheld computer, as shown and described.</p>

⑥ 権利侵害

特許法第 271 条 (a) は、侵害行為について規定しており、「本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権原を有することなく、特許発明を合衆国において生産、使用、販売の申出若しくは販売する者、又は特許発明を合衆国に輸入する者は特許を侵害する。」とされている。

米国特許法の解釈は判例に委ねられている。現在確立されている裁判所での意匠特許の侵害訴訟におけるクレームの解釈に関する判例実務では、被疑侵害物品の意匠による意匠特許の侵害の有無を判断する際には、両デザインの全体的な印象が、通常の

看者 (An ordinary observer) である購買者 (A purchaser) が、一方を他方のデザインと間違えて購入してしまうほど近似しており、実質的に同一と言えるかが判断される (Gorham test)。

画像デザインの意匠特許に関する裁判例は把握されなかった。

なお、実務者へのヒアリングによると、画像デザインの意匠特許を用いて製品の譲渡行為を差し止めることは可能と考えられているが、コンピュータプログラムの生産や譲渡が意匠特許の侵害に当たるか否かについては、意見が分かれた。

(2) 欧州

① 意匠制度の概要

欧州の意匠制度は欧州共同体意匠規則に規定されており、登録共同体意匠と非登録共同体意匠¹からなるダブルトラックの制度が採用されている。本項では登録共同体意匠を中心に説明する。

登録共同体意匠権は、欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs): OHIM) へ出願し、登録することにより発生する。ただし、登録前には原則方式審査のみが行われ、保護要件の一部 (①保護対象であるか、②公序良俗に反しないかの2点) については方式審査の際に商標意匠庁が気付いたときは出願が拒絶されるが (欧州共同体意匠理事会規則第 47 条、第 48 条)、その他の保護要件については、登録後、欧州共同体商標意匠庁への無効宣言の請求又は侵害訴訟手続における反訴により判断される。

保護期間は出願の日から 5 年間であり、その後 4 回の更新により最大 25 年まで更新できる。

権利の効力はEU加盟国全域 (27 개국²) である。

② 意匠の定義と保護可能な画像デザインの範囲

「意匠」は「製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるもの」と定義されている (欧州共同体意匠理事会規則第 3 条 (a))。無体物である画像デザインも「製品³」に該当するものと解されており、グラフィカル・ユーザー・インターフェースやアイコン等の画像デザイン自体が保護対象となっている。

③ 権利範囲

意匠保護の範囲は、情報に通じた使用者にとって異なる全体的印象を与えない意匠を含む (欧州共同体意匠理事会規則第 10 条) 範囲となっている。

¹ 非登録共同体意匠権は、意匠が最初に欧州共同体域内の公衆に利用可能となった日から無方式で発生する。

² http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/map_05.html

³ 「あらゆる工業製品又は手工芸品をいい、特に、複合製品に組み込まれることが意図されている部品、包装、外装、グラフィック記号及び印刷の書体等を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない」 (欧州共同体意匠理事会規則第 3 条 (b))

画像デザイン自体が保護対象となっているため、画像デザインを表示するあらゆる物品に権利が及ぶものと考えられる。また、製品の名称は意匠の保護範囲に影響を与えないこととされているため（欧州共同体意匠理事会規則第 36 条(6)）、電子的に表示された場合のみならず、製品に印刷した場合等にも権利が及ぶ可能性も考えられる。

④ 機能・操作要件

画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていないため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象となり得る。

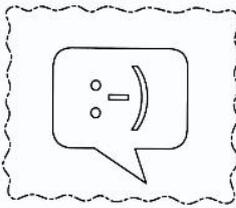
⑤ 一出願に含めることができる意匠・物品の数

意匠を表すことができる図の数は、1 意匠につき最大 7 図とされている（欧州共同体意匠委員会規則第 4 条(2)）。登録例を見ると、7 図には、製品を表す 6 面図+画像デザインを表す画像図といったもののほかに、アニメーションや画面遷移などを複数の図により表したものもある。

さらに、多意匠一出願制度が採用されており、一つの出願に、ロカルノ分類の同一クラスに含まれる複数の意匠を包含することができる。数の制限はない⁴（欧州共同体意匠理事会規則第 37 条）。これらの制度を利用することにより、バリエーションの意匠を一出願で権利化している事例が見られる^{5 6}。

また、製品の名称は複数記載することができる⁷。前述のとおり、製品の名称は意匠の保護範囲に影響を与えないこととされているが、複数の製品の名称を指定した登録例も見られる。

【図 2：欧州共同体意匠の登録例】

			
<p>登録番号： 1253264-0016 号</p>	<p>登録番号： 000378369-0001 号</p>	<p>登録番号： 001236749-0001</p>	<p>登録番号：000154216-0005 ロカルノ分類：14. 04</p>

⁴ ただし、電子出願の場合は 99 意匠まで。

⁵ 青木博通「欧州共同体意匠規則—市場志向型デザイン保護システムの概要とその後の進展—」知的財産法政策学研究 10 巻 194 頁（2006 年）

⁶ 2 意匠目以降の登録手数料及び公告手数料は、10 意匠目までは半額、11 意匠目以降はさらにその半額となっている。

http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/RCD/feesPayment/list_fees_en.pdf

⁷ 出願時に製品名を記載していなくとも、出願後に補充することができる

ロカルノ分類 : 14. 04 製品の表示 : Icons for display screens	ロカルノ分類 : 14. 04 製品の表示 : Graphical user interfaces, Screen displays and icons	ロカルノ分類 : 14. 04 製品の表示 : Icons for a display screen or portion thereof	製品の表示 : Graphical user interfaces
--	--	--	--------------------------------------

※多意匠を一出願とした例(全 57 意匠)

			
登録番号 : 748694-0001 号 製品の表示 : Animated graphical user interfaces	登録番号 : 748694-0002 号 製品の表示 : Graphical user interfaces	登録番号 : 000748694-0003 号 製品の表示 : Graphical user interfaces	登録番号 : 000748694-0004 号 製品の表示 : Icons

(ロカルノ分類はすべて 14. 04、0005~0057 は省略)

⑥ 権利侵害

欧州共同体意匠理事会規則第 19 条第 1 項には、登録共同体意匠は、その所有者に対し、その使用权及び当該所有者の同意を得ていない全ての第三者にその使用を禁止する排他的権利を付与するものとする。上記の使用は、特に、市場での製作、提供、流通、当該意匠が組み込まれ又は適用されている製品の輸入、輸出又は使用あるいは、それらの目的で上記製品を保管することを含む。とされている。

なお、実務者へのヒアリングによると、画像デザインの意匠権は権利の範囲や効力が不明であり使いにくいとの意見があった。また、コンピュータプログラムの生産や譲渡が意匠権の侵害に当たるか否かについては、意見が分かれた。

(3) 韓国

① 意匠制度の概要

韓国ではデザインの保護を行うものとしてデザイン保護法が存在する。デザイン保護法の保護対象は無審査登録品目と審査登録品目に分けられており、画像デザインは無審査登録品目とされている。

なお、このデザイン保護法については、現在、デジタル化・グローバル化という産

業界の新しいニーズに対応した法改正を行っているところである⁸。

② 意匠の定義と保護可能な画像デザインの範囲

「“デザイン”とは、物品〔物品の部分(第12条を除く)および文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起させるものをいう」と定義されている(デザイン保護法第2条第1項)。

現行法では、画像デザインは表示器等の物品に表示された状態で、物品の部分として保護されている。

なお、改正法では、ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けて、保護の対象をロカルノ協定で定める物品に拡大することを予定である⁹。したがって、法改正後には、ロカルノ分類に含まれるグラフィカル・ユーザー・インターフェース(14-04)や装飾デザイン、グラフィック・シンボル、ロゴ等(32-00)¹⁰が物品に含まれ、保護対象となる。

③ 権利範囲

例えば「画像デザインが表示されたコンピューター用モニター」として権利を取得することが可能であるが、このような権利が、コンピューター用モニターに他の物品を接続して画像デザインを表示する場合にまで及ぶか否かは、実例がないため不明である。

法改正後にはグラフィカル・ユーザー・インターフェース等の画像デザイン自体が保護対象となるため、あらゆる物品に権利が及ぶことになるものと解される。

④ 機能・操作要件

現行法、改正法共に、画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていないため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象となり得る。

⑤ 一出願に含めることができる意匠・物品の数

現行法では複数デザイン出願により、無審査登録品目に限り同一分類の20デザインまで1つの出願に含めることができる。さらに改正法では、ヘーグ協定加盟に向けて審査・無審査対象品目の区別なしにロカルノ分類の同一クラスに属する物品のデザインを100個まで1出願に含めることが可能となる予定である。

【図3：韓国登録デザインの例】

⁸ 協定加盟のためのデザイン保護法改正案を国会に提出済み。

⁹ デザインの定義中の物品の記載について、「“物品”とは、独立性のある具体的な工業又は手工芸製品、及び「産業デザインの国際分類に関するロカルノ協定」で定める物品」とすることが予定されている。

¹⁰ 2009年1月1日に発効となったロカルノ分類第9版で追加された新クラス

		
<p>登録第 3005460240000 号 画像デザインが表示された コンピューターモニター</p>	<p>登録第 3005445010000 号 画像デザインが表示された コンピューター用モニター</p>	<p>登録第 3005528870000 号 画像デザインが表示された 変電所監視および制御自動化システム</p>

⑥ 権利侵害

デザイン保護法第 41 条(デザイン権の効力)は、「デザイン権者は、業として登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する。但し、そのデザイン権に関して専用実施権を設定したときには、第 47 条第 2 項の規定によって専用実施権者がその登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する範囲内では、この限りでない。」また第 2 条第 6 項は、「“実施”とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物品の譲渡又は貸与の請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。」とされている。

なお、実務者へのヒアリングによると、現行法において、画像デザインの意匠権を用いて製品の譲渡行為を差し止めることは理論的には可能であるとの意見が多かった。しかし権利範囲の狭さ等から、製品同士が似通っている等の状況がないと差し止め請求はしないだろうとの意見もあった。さらに、コンピュータプログラムの生産や譲渡が意匠権の侵害に当たるか否かについては、意見が分かれた。